

公益財団法人 広島県私学振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人広島県私学振興財団と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、広島県民のための私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、広島県における公教育の一翼を担う私立学校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島県の学校法人が設置する私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業
- (2) 私学教育を振興する事業に対して支援する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。
- 3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。
- 4 理事長は、第1項に規定する書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は、次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の監査を受けた書類については、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1項の第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 役員等の報酬等及び費用弁償を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員の候補者は次により選出する。
 - (1) 個々の評議員の推薦による者
 - (2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 評 議 員 会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権 限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議又は承認するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員から、理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定により請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招 集)

- 第18条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議によって、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
 - 3 理事長(前条第3項第3号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員)は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第19条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定 足 数)

- 第20条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

- 第21条 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合においては、議長は、評議員として表決に加わることができない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分、担保への提供又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議等の省略)

- 第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、その議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中から、その評議員会において選出された議事録署名人が署名し、又は記名押印する。

第6章 役 員

(役員等の種類及び定数)

- 第24条 この法人に、次の役員等を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
 - (3) 会計監査人 1名

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

(役員等の選任等)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事及び会計監査人の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
 - (2) 財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (6) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (7) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
 - (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、かつ会計監査報告を作成すること。
 - (2) その職務を行うに際して、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告すること。
 - (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員等の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 役員(理事及び監事をいう。以下同じ)が欠けた場合又は第24条において定めた役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 6 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

- 第29条 役員及び会計監査人が、次のいずれか(役員については、第1号及び第2号のいずれか)に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によらなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号の規定に基づき定める支給基準により、報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。
 - 4 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て、理事会においてこれを定める。
 - 5 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程は、公表するものとする。

第7章 理 事 会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第40条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集

(4) 第27条第1項第6号又は第7号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(招集)

第34条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事又は第27条第1項第7号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第27条第1項第6号に該当する場合には、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集通知は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、当該理事会において理事の互選により選ばれた者がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第37条 理事会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、理事として表決に加わることができない。

(理事会の決議等の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事、監事又は会計監査人が役員の実員に対して理事会に報告すべき事項(法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告は除く。)を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、その議事の経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が、これに署名し、又は記名押印する。

(役員等の責任免除)

第40条 この法人は、理事会の決議によって、役員等の法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等(外部理事、外部監事又は会計監査人)との間で、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

- 第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

- 第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額等の贈与処分)

- 第44条 この法人は、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決を経て、前項に規定する公益法人等に寄附するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、この一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第331条に定める電子公告により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員については、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

- 第47条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び会計監査人の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書
- (8) 財産目録
- (9) キャッシュ・フロー計算書
- (10) 事業報告書
- (11) 附属明細書
- (12) 監査報告
- (13) 会計監査報告
- (14) 理事会及び評議員会の議事録
- (15) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (16) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (17) その他必要な書類及び帳簿

第11章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な各種規則の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は正岡稔民、専務理事は山中幸平、会計監査人は山田紳太郎とする。

附 則

1. この規程の一部を変更して、令和2年7月1日から施行する。

《別表1》 基本財産(第5条第1項関係)

財産種別	場所・物量等	
定期預金	三井住友信託銀行 広島中央支店	1,553,500円
定期預金	広島銀行 大手町支店	1,446,500円